

早出町子ども会育成会規約

(名称・事務所)

1. 本会は、早出町子ども会育成会と称し、事務所は早出町南公民館(早出町1372番地)におく。(ただし、郵便物の収発については、当該年度会長宅の住所とする)

(目的)

2. 本会は、子ども達の健全育成に寄与するため、活動を支える指導と、側面からの援助育成を行うことを目的とする。

(活動)

3. 本会は、目的達成のため、次の活動をする。
 - (1) 子ども達を取り巻く環境が安心・安全で、より良いものとなるよう努力する
 - (2) 子ども会事業に協力応援する

(組織)

4. 本会は、活動の効率的な推進のために、曳馬小・上島小のそれぞれの個別の自主的な活動を基本とし、これを掌握する総務をおき、また、健康増進・体力強化に励むソフトボール・ポートボール等の活動支援の部会をおく。なお、会員は、それぞれの地域ごとの班単位にまとめられ、班編成については会員数に変動が出た場合に見直すこととする。

(会員)

5. 本会の会員資格は、次の者に認める。
 - (1) 曳馬小学校・上島小学校の在学児童及びその保護者
 - (2) 上記にとどまらず、他の小学校在学児童でも、早出町に在住していれば、その児童及び保護者
 - (3) 本会への賛同者・協力者

(役員)

6. 本会に次の役員をおく。任期は1年とし、再選は妨げない。
 - (1) 顧問・・・自治会長、曳馬小学校長、上島小学校長、校区内補導の先生、前年度育成会会長
 - (2) 会長・・・1名
 - (3) 副会長・・・1名
 - (4) 総務・・・2名
 - (5) 書記・・・2名
 - (6) 会計・・・2名
 - (7) 部会長・・・数名(ソフトボール、ポートボール等の活動の責任者)
 - (8) 会計監査・・・2名

(経費)

7. 経費については、自治会の補填により会員からの会費徴収は行わないものとし、以下により、経費を賄うこととする。
- (1) 自治会からの助成金
 - (2) 浜松市からの助成金
 - (3) 篤志家からの寄付
 - (4) 資源回収や祭事の売店事業の収入及びその他

(協議機関)

8. 本会に次の協議機関をおく。
- (1) 役員会……会長が招集し、役員以上で会の運営を協議する
 - (2) 総 会……役員会の協議により年度末に会長が招集し、当該年度の事業報告と収支決算の承認を行う。また、翌年度の役員を選任と、事業及び予算の決定並びに規約の改正等、その他必要なことを行う。

(会計年度)

9. 本会の会計年度は、4月1日から翌3月31日までとする。

(施行)

10. 本規約は、これまでの「曳馬子ども会育成会」と「上島子ども会育成会」が一本化を図り、新たな組織を構成することになった平成27年4月1日より施行する。